

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年2月10日
【四半期会計期間】	第71期第3四半期（自平成28年10月1日至平成28年12月31日）
【会社名】	富士機械製造株式会社
【英訳名】	FUJI MACHINE MFG. CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 曾我 信之
【本店の所在の場所】	愛知県知立市山町茶碓山19番地
【電話番号】	(0566)81-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経理部部长 巽 光司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目4番15号
【電話番号】	(03)5460-0241（代表）
【事務連絡者氏名】	東京支店支店長 金原 孝博
【縦覧に供する場所】	富士機械製造株式会社東京支店 （東京都港区港南二丁目4番15号） 富士機械製造株式会社大阪支店 （大阪府吹田市江坂町一丁目17番26号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

（注） 上記の大阪支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第70期 第3四半期 連結累計期間	第71期 第3四半期 連結累計期間	第70期
会計期間		自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売上高	(百万円)	65,324	63,460	86,642
経常利益	(百万円)	10,006	7,398	11,991
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益	(百万円)	6,949	5,304	7,237
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	5,947	8,354	2,204
純資産額	(百万円)	137,667	131,368	132,069
総資産額	(百万円)	151,585	155,308	156,958
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	71.09	56.75	74.13
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	-	52.84	74.03
自己資本比率	(%)	90.7	84.5	84.0
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	5,081	11,469	8,086
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	7,519	10,314	6,307
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,577	9,043	4,273
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	48,130	51,427	59,357

回次		第70期 第3四半期 連結会計期間	第71期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	20.74	22.24

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移につきましては記載しておりません。
2. 売上高は消費税等を含んでおりません。
3. 第70期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額につきましては潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、景気は緩やかに回復しつつあるものの、設備投資には慎重な姿勢が見られました。世界経済は、北米では景況感は改善したものの設備投資は弱含みで推移しましたが、欧州では製造業に持ち直しの動きも見られ、中国でも減速が続いていた製造業における設備投資に改善が見られました。

このような環境のなかで、当グループは、『お客様に感動を！』のコーポレートスローガンのもと、変革にチャレンジし、世界有数のロボットメーカーとして独創性の高い製品開発に取り組むとともに、スピード経営を推進し、価格競争力の高い製品のタイムリーな市場投入に努めてまいりました。また、グループ会社間の連携及び代理店網の拡充による国内外の販売・サービス体制の強化やソリューション営業の推進により顧客満足度の向上に努めるとともに、サプライチェーンの強化や生産改革による徹底したQCD（品質・コスト・納期）の追求に取り組み、収益性の向上を目指してまいりました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は63,460百万円となり、前第3四半期連結累計期間と比べて1,863百万円（2.9%）減少し、価格競争の激化や円高による売価下落等により営業利益は6,945百万円（前年同四半期比27.1%減）となりました。また、経常利益は7,398百万円（前年同四半期比26.1%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は5,304百万円（前年同四半期比23.7%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、従来「電子部品組立機」としていた報告セグメントの名称を「ロボットソリューション」に変更しております。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

ロボットソリューション

第2四半期までは景気の先行き不透明感から設備投資に対する慎重な姿勢も一部に見られましたが、EMS（電子機器受託生産企業）を中心に通信やコンピュータ、車載関連で積極的に投資を行う動きも出てきております。この結果、売上高は54,796百万円となり、前第3四半期連結累計期間と比べて134百万円（0.2%）の増加に転じましたが、営業利益は10,619百万円（前年同四半期比8.9%減）となりました。

工作機械

自動車業界を中心とした当社主力市場で設備計画の先送り等が見られたことから、売上高は7,716百万円となり、前第3四半期連結累計期間と比べて2,168百万円（21.9%）減少し、営業損益は682百万円の損失（前年同四半期：営業利益216百万円）となりました。

その他

制御機器製造、電子基板設計製造、ソフトウェア開発等のその他事業の売上高は948百万円となり、前第3四半期連結累計期間と比べて171百万円（22.0%）増加いたしました。また、営業損益は343百万円の損失（前年同四半期：営業損失189百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末と比べて7,929百万円減少し51,427百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは11,469百万円の収入（前年同四半期：5,081百万円の収入）となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益や減価償却費等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは10,314百万円の支出（前年同四半期：7,519百万円の支出）となりました。これは主に有形及び無形固定資産の取得による支出等によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは9,043百万円の支出（前年同四半期：3,577百万円の支出）となりました。これは主に自己株式の取得による支出及び配当金の支払額等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当グループが対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業特性と企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを可能とする者である必要があると考えております。

もとより当社は、大量の株式買付行為であっても、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う大量の株式買付行為の提案に応じるか否かの判断は、当該株式会社の株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大量の株式買付行為の中には、その目的から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付けの条件・方法等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に反するものも少なくありません。

当社は、このような大量の株式買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量の株式買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

基本方針の実現に資する取組み

(イ) 企業価値向上への取組み

当グループは、「我々は需要家の信頼に応え、たゆまぬ研究開発に努め、最高の技術を提供する」との社訓をもとに、経営の基本理念を掲げ、株主、顧客、取引先及び社員にとって、より高い企業価値の創造に努めております。当グループの基本理念は下記のとおりです。

職務遂行の全ての場面において、法令・社会規範・定款・社内規則を遵守します。

たゆまぬ技術開発と品質向上で、より便利で快適な社会づくりに貢献する商品・サービスを提供します。

個人を尊重し、強いチームワークを育む明るい職場をつくります。

グローバルで革新的な経営により、未来への新たな事業フィールドを拓きます。

地球環境の保護が人類共通のテーマと認識し環境に配慮した企業活動を行います。

当グループは、1959年の創業以来、「電子部品組立機」「工作機械」等の産業用機械装置メーカーとして、世界の携帯電話・PC等のデジタル機器メーカーならびに自動車メーカー等に最高の技術とサービスを提供してまいりました。近年、技術革新の進展に伴う顧客要求の多様化や市場のグローバル化、さらには価格競争の激化や設備投資需要の変動等、事業環境が厳しさを増すなかで、当グループは、市場競争を勝ち抜くためのコストの低減、営業・サービス体制の強化、開発・製造プロセスの改革を推進し、顧客ニーズに対応したリーディングエッジ製品の継続的な市場投入により競合他社との差別化を図り、収益性の向上及び安定化に向けた事業構造改革に取り組んでまいりました。

当グループは、中長期経営戦略として、事業環境や市場要求の変化に迅速かつ柔軟に対応し、信頼される確かな技術・品質に基づいた高付加価値製品を顧客に継続的に供給するため、さらなる製品競争力の向上に取り組む、収益性の向上及び安定化を目指してまいります。具体的な重点施策は下記のとおりです。

研究開発力の強化

コスト競争力の強化

マーケティング・販売力の強化

人材の育成と活用

コーポレート・ガバナンスの強化

以上の戦略を中期的な施策として掲げ、社会環境や安全性に十分配慮し、当グループ一丸となって実行していくことが当社の企業業績の向上、また当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の向上につながり、基本方針の実現に資するものと考えております。

(ロ) コーポレート・ガバナンスの取組み

当グループは、株主、顧客、取引先及び社員にとってより高い企業価値の創造に努めることを最重要課題と認識し、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制と公正かつ透明性のある経営システムの構築・充実ならびにリスク・コンプライアンス体制の強化を図ることに努めております。

その実現のために、経営の意思決定機能と業務の執行機能を分離し、経営のスピード化と責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入し、執行役員への権限委譲を行うとともに業務の執行責任を持たせ、定例及び臨時経営業務執行会議にて業務執行の報告及び方針の決定を行っております。また、当社は、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を確立することを目的として、取締役の任期を選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする旨を定款に定めております。加えて、一層の経営の透明性の確保と、取締役会による経営監督機能の強化を図るため、独立性の高い社外取締役を選任しております。

さらに、コンプライアンスの全社的な統括推進組織として、当社を取り巻くリスクを適切に管理するため代表取締役社長を最高責任者とした「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、各部門におけるリスク管理体制の整備を支援しております。また、全社的な視点から、「リスク管理基本規程」を定め、各部門において経営活動の遂行を阻害するリスクを組織的・体系的に整理したうえで、その発生の予防と発生時の損害を最小限にするよう努めております。さらに、品質、環境、安全衛生に係るリスクに関しては個別に委員会を設置し、各部門と連携してリスクの予防、回避、管理の各対策を講じております。また、財務報告に係わる内部統制の構築、整備、運用、評価を統括することを目的に、代表取締役社長を最高責任者とする「内部統制会議」を設置し、システムの整備状況を監督するとともに、継続的に改善を行い、企業価値の向上を図っております。上記に加えて、代表取締役社長直轄の監査部を設置し、各部門の業務の執行状況が法令、定款及び社内諸規程に基づき適正かつ合理的に実施されていることを監査し、その結果を代表取締役社長に報告する体制をとっております。また、子会社を含めた経営業務執行会議を定期的開催し、当社の取締役会において子会社の経営状況の報告を受け、子会社の経営及び業務が適正に行われていることを確認していることに加え、監査部が、子会社の業務の執行が適正に行われ、子会社を含めたコンプライアンス体制及びリスク管理体制が適正に運営されていることを監査し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成20年6月27日開催の当社第62期定時株主総会において当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針（買収防衛策）を導入いたしました。その有効期間の満了に伴い、平成26年5月8日開催の取締役会において、本対応方針の継続を決議し、同年6月27日開催の第68期定時株主総会において、株主の皆様よりご承認をいただき、内容の一部を変更し、更新しております。

当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）は、上記に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的を持って継続されるものです。

当社取締役会は、大量の当社株式の買付行為が行われる場合に、当該買付行為が不適切な買付行為でないかどうかを株主の皆様がご判断するために必要な情報や時間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが引き続き必要であるとの結論に至りました。

その概要は以下のとおりです。

(イ) 本対応方針に係る手続きの設定

本対応方針は、(a)当社が発行者である株券等の保有者ならびに(b)当社が発行者である株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として議決権割合が20%以上となるような当社株式等の買付行為（以下「大規模買付行為」といいます。）を行い、又は行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して、当該大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めするために、当社株式等の大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。そして、大規模買付者がこの大規模買付ルールを遵守しない場合、あるいは遵守した場合でも、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす場合等、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められるときに当社取締役会として対抗措置を行っていくための手続きを定めております。

(ロ) 新株予約権無償割当てによる対抗措置

当社が本対応方針に基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うものといたします。

(ハ) 独立委員会の設置

大規模買付ルールを遵守して一連の手续が進行されたか否か、及び大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、又は向上させるために必要かつ相当と考えられる対抗措置を講じるか否かにつきましては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、独立委員会規則に従い、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重するものといたします。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、社外監査役又は社外有識者（弁護士、税理士若しくは公認会計士等の専門家、学識経験者、投資銀行業務に精通する者、又は、取締役、執行役若しくは監査役として経験のある社外者等のいずれかに該当する者をいいます。）の中から、当社取締役会が選任する3名以上の委員から構成されるものといたします。

(ニ) 本対応方針の有効期間、継続及び変更について

本対応方針の有効期間は、平成29年6月開催予定の当社第71期定時株主総会終結の時までといたします。

ただし、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止又は変更する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会において本対応方針を廃止又は変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されるものとし、当社取締役会はその旨を速やかに公表いたします。

(ホ) 株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針継続時には、対抗措置の発動は行われません。従って、本対応方針がその継続時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。また、当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権無償割当ての決議を行った場合は、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で、別途定められる効力発生日において、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、対抗措置として本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合であっても、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が本新株予約権の無償割当てを中止し、又は、無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

上記 ・ の各取組みに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社取締役会は、本対応方針が、以下の理由により、上記 の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

(イ) 基本方針の実現に資する取組み(上記)は、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものであること。

(ロ) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(上記)について、当該取組みが基本方針に沿うものであること。また、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと。

(ハ) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること。

(ニ) 株主意思を重視するものであること。

(ホ) 独立性の高い社外者の判断を重視していること。

(ヘ) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件を設定していること。

(ト) 外部専門家の意見を取得すること。

(チ) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、4,899百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	390,000,000
計	390,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成28年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	97,823,748	97,823,748	東京証券取引所 名古屋証券取引所 (各市場第一部)	単元株式数 100株
計	97,823,748	97,823,748	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年10月1日～ 平成28年12月31日	-	97,823	-	5,878	-	5,413

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」につきましては、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日（平成28年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成28年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 4,890,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 92,872,000	928,720	-
単元未満株式	普通株式 61,148	-	-
発行済株式総数	97,823,748	-	-
総株主の議決権	-	928,720	-

(注) 単元未満株式の普通株式には、当社所有の自己株式52株を含めております。

【自己株式等】

平成28年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
富士機械製造株式会社	愛知県知立市山町茶碓山19番地	4,890,600	-	4,890,600	5.00
計	-	4,890,600	-	4,890,600	5.00

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当四半期累計期間において、組織名称変更に伴い、取締役の職名に次のとおり異動がありました。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	専務執行役員 ロボットソリューション 事業本部本部長	取締役	専務執行役員 ハイテック事業本部本部長	須原 信介	平成28年10月1日

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	57,508	50,018
受取手形及び売掛金	19,929	17,398
有価証券	3,138	7,417
商品及び製品	6,231	7,126
仕掛品	15,255	14,390
原材料及び貯蔵品	5,839	5,419
その他	6,334	6,936
貸倒引当金	63	24
流動資産合計	114,173	108,683
固定資産		
有形固定資産	17,793	17,855
無形固定資産	5,862	6,313
投資その他の資産		
投資有価証券	18,414	21,852
その他	712	603
投資その他の資産合計	19,127	22,456
固定資産合計	42,784	46,625
資産合計	156,958	155,308
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,427	3,666
未払法人税等	853	645
製品保証引当金	868	827
その他	5,693	5,256
流動負債合計	11,842	10,396
固定負債		
社債	10,049	10,042
退職給付に係る負債	1,106	1,008
その他	1,890	2,493
固定負債合計	13,046	13,543
負債合計	24,888	23,940
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,878	5,878
資本剰余金	5,413	5,413
利益剰余金	115,475	118,040
自己株式	1,907	8,223
株主資本合計	124,860	121,109
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,551	7,672
為替換算調整勘定	2,148	2,572
退職給付に係る調整累計額	659	164
その他の包括利益累計額合計	7,040	10,080
非支配株主持分	168	178
純資産合計	132,069	131,368
負債純資産合計	156,958	155,308

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
売上高	65,324	63,460
売上原価	38,805	39,344
売上総利益	26,518	24,116
販売費及び一般管理費	16,991	17,170
営業利益	9,526	6,945
営業外収益		
受取利息	108	117
受取配当金	279	334
雑収入	292	121
営業外収益合計	680	573
営業外費用		
支払利息	5	5
支払手数料	10	22
為替差損	163	99
雑支出	20	3
営業外費用合計	200	120
経常利益	10,006	7,398
特別利益		
固定資産処分益	112	53
助成金収入	192	184
その他	-	0
特別利益合計	304	238
特別損失		
固定資産処分損	225	103
投資有価証券評価損	-	111
特別損失合計	225	214
税金等調整前四半期純利益	10,086	7,422
法人税、住民税及び事業税	2,196	2,157
法人税等調整額	896	47
法人税等合計	3,092	2,109
四半期純利益	6,993	5,312
非支配株主に帰属する四半期純利益	44	7
親会社株主に帰属する四半期純利益	6,949	5,304

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
四半期純利益	6,993	5,312
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	554	2,120
為替換算調整勘定	218	426
退職給付に係る調整額	273	494
その他の包括利益合計	1,046	3,042
四半期包括利益	5,947	8,354
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,985	8,344
非支配株主に係る四半期包括利益	37	10

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	10,086	7,422
減価償却費	3,621	3,776
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	515	614
受取利息及び受取配当金	388	451
支払利息	5	5
固定資産処分損益(は益)	112	50
投資有価証券評価損益(は益)	-	111
売上債権の増減額(は増加)	2,243	2,661
たな卸資産の増減額(は増加)	57	548
仕入債務の増減額(は減少)	1,298	786
未収消費税等の増減額(は増加)	877	515
その他	102	967
小計	10,303	13,488
利息及び配当金の受取額	389	452
利息の支払額	4	1
法人税等の支払額	5,606	2,470
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,081	11,469
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	3,000	4,199
有形及び無形固定資産の取得による支出	3,625	5,038
有形及び無形固定資産の売却による収入	385	154
投資有価証券の取得による支出	106	799
定期預金の預入による支出	1,279	1,656
定期預金の払戻による収入	107	1,224
その他	1	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,519	10,314
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の償還による支出	300	-
配当金の支払額	3,276	2,697
自己株式の取得による支出	0	6,315
その他	-	30
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,577	9,043
現金及び現金同等物に係る換算差額	60	41
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	6,076	7,929
現金及び現金同等物の期首残高	54,207	59,357
現金及び現金同等物の四半期末残高	48,130	51,427

【注記事項】

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第1四半期連結会計期間から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理につきましては、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
受取手形	- 百万円	190百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
現金及び預金勘定	46,310百万円	50,018百万円
有価証券勘定(譲渡性預金)	3,187	3,217
預入期間が3か月を超える定期預金	1,367	1,808
現金及び現金同等物	48,130	51,427

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,955	利益剰余金	20.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年11月5日 取締役会	普通株式	1,368	利益剰余金	14.00	平成27年9月30日	平成27年12月10日

(注) 平成27年6月26日定時株主総会決議の1株当たり配当額20円00銭には、創立55周年記念配当4円00銭が含まれております。

当第3四半期連結累計期間(自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,345	利益剰余金	14.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日
平成28年11月10日 取締役会	普通株式	1,393	利益剰余金	15.00	平成28年9月30日	平成28年12月9日

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	ロボット ソリューション	工作機械	計		
売上高					
外部顧客への売上高	54,661	9,885	64,546	777	65,324
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	2	2
計	54,661	9,885	64,546	779	65,326
セグメント利益又は損失()	11,658	216	11,874	189	11,684

(注) その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、制御機器製造、電子基板設計製造及びソフトウェア開発等を含んでおります。

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
 主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	11,874
その他の区分の損失()	189
セグメント間取引消去	1
全社費用(注)	2,159
四半期連結損益計算書の営業利益	9,526

(注) 全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び技術研究費であります。

当第3四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	ロボット ソリューション	工作機械	計		
売上高					
外部顧客への売上高	54,796	7,716	62,512	948	63,460
セグメント間の内部売上高 又は振替高	3	0	3	2	6
計	54,799	7,716	62,515	950	63,466
セグメント利益又は損失()	10,619	682	9,937	343	9,593

(注) その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、制御機器製造、電子基板設計製造及びソフトウェア開発等を含んでおります。

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	9,937
その他の区分の損失()	343
セグメント間取引消去	6
全社費用(注)	2,653
四半期連結損益計算書の営業利益	6,945

(注) 全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び技術研究費であります。

3 報告セグメントの変更等に関する事項

(報告セグメントの名称の変更)

第1四半期連結会計期間より、従来「電子部品組立機」としていた報告セグメントの名称を「ロボットソリューション」に変更しております。なお、当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。また、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの名称で記載しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	71.09円	56.75円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	6,949	5,304
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	6,949	5,304
普通株式の期中平均株式数(株)	97,756,609	93,481,309
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-円	52.84円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	-	5
(うち支払利息(税額相当額控除後) (百万円))	(-)	(5)
普通株式増加数(株)	-	6,811,989

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成28年11月10日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額 1,393百万円
(ロ) 1株当たりの金額 15円00銭
(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成28年12月9日

(注) 平成28年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 2月10日

富士機械製造株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本 千佳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 英喜

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている富士機械製造株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、富士機械製造株式会社及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。